

令和8年度「秋田県防災士養成研修講座」受講者 募集要項

令和8年5月
秋田県総務部総合防災課

1 募集の考え方

本事業は、県民の防災に対する意識の啓発、知識及び技能の習得・向上を図るため、地域での防災活動の中核となる人材としての防災士を養成し、地域の防災力向上を目的に実施するものであることから、市町村からの推薦を受けた者を優先とする。

なお、市町村における受講候補者の募集及び推薦者の決定については、その方法を問わない。また、地域防災における男女共同参画推進の観点から、女性を優先する。

2 募集定員

100名

3 募集期間

令和8年5月25日（月）から令和8年7月23日（木）まで

※ 定員に達しなかった場合は、2次募集を実施する。

4 受講者の決定方法及びスケジュール

(1) 1次募集

○ 7月23日（木）まで 市町村から県へ受講候補者を推薦（1次募集）

○ 7月24日（金） 受講者の1次決定

※ 推薦者が100名以上の場合は、全員を受講者として決定し、又は県の調整により受講者を決定する。

なお、受講者とならなかった一部の候補者については、次年度の優先候補者とする。

※ 100名を下回る場合は、2次募集を行う。

(2) 2次募集

○ 8月14日（金）まで 市町村から県へ受講候補者を推薦（2次募集）

※ 100名を一定程度超過する場合は、県の調整により受講者を決定する。

なお、受講者とならなかった一部の候補者については、次年度の優先候補者とする。

※ 2次募集でも定員に達しなかった場合は、防災活動に取り組んでいる学生・生徒や教職員、自治体職員から、県が受講者を募る。

5 受講内容等

(1) 会場研修日時・開催場所

日時：令和8年12月12日（土）、13日（日）午前9時から午後6時まで（予定）

場所：秋田県秋田市八橋南二丁目10番16号

秋田県 J A ビル 9 階大ホール、同階コンベンションホール

(2) 研修内容等

① 研修講目、時間割等

(※詳細は、委託先決定後に調整・設定をする。)

② 防災士教本等の受取方法及び履修確認レポートの作成・提出

受講決定後、防災士教本、履修確認レポートを郵送する。

履修確認レポートについては、会場研修初日の受付時に提出すること。

③ 防災士資格取得試験

本研修 2 日目の講座修了後、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）による「防災士資格取得試験」を実施する。

(3) 主催

秋田県

(4) 問い合わせ先

各市町村防災担当課

又は

秋田県総務部総合防災課 計画・防災支援チーム

電 話 0 1 8 - 8 6 0 - 4 5 0 5

F A X 0 1 8 - 8 2 4 - 1 1 9 0

6 留意事項等

(1) 「防災士資格取得に係る特例」に該当する者は、本事業の募集対象から除く。

※ 特例該当者は、特例申請の対象（養成研修の受講及び研修履行の認定、資格取得試験合格の免除等）となるため、本事業の募集対象外とする。

「防災士資格取得に係る特例」該当者

- ・自衛官（予備自衛官及び即応自衛官を含む。）で、3 尉以上の階級者（退職者を含む。）
- ・自衛官（予備自衛官及び即応自衛官を含む。）で、3 曹以上・准尉以下の階級者（退職者を含む。）
- ・警察官で、警部補以上の階級者（退職者を含む。）
- ・警察官で、巡査部長の階級者（退職者を含む。）
- ・消防吏員で、消防士長以上の階級者（退職者を含む。）
- ・消防吏員で、消防副士長及び消防士の階級者（退職者を含む。）
- ・消防団員として分団長以上の階級者（退職者を含む。）
- ・日本赤十字社救急法救急員（指導員を含む。）

(2) 受講要件について

- ① 会場研修で行う全カリキュラムを受講すること。
- ② 受講前に履修確認レポート（全 25 講目）を作成し、会場研修の初日に提出すること。
- ③ 防災士資格取得試験に合格し、防災士認証登録申請を行うこと。
- ④ 全国の消防機関、日本赤十字社等が実施する救急救命講習（座学と心肺蘇生法、AED を含む。）を受講して修了証、受講証等（デジタル修了書を含む。以下「修

了証」という。)を取得すること。

※④の救急救命講習の基準は、消防機関の普通救命講習Ⅰ又はⅡと同等のものとし、修了証は、防災士認証登録申請時において、5年以内に発行されたものかつ発行団体が定めた有効期限内のものとする。

⑤ 会場研修開催前までに救急救命講習を受講すること。

※ただし、④に定める修了証を既に有している方は除く。

(3) 救急救命講習の修了証を取得し、防災士資格取得試験に合格した者は、日本防災士機構に対し「防災士認証登録申請」を行う必要がある。

なお、申請手続については、県が委託する研修実施機関から別途通知する。

(4) 受講者が負担する費用は、25,000円とする。

なお、救急救命講習の受講等に当たっては、別途費用が発生する可能性がある。

【内訳】

防災士養成研修講座に係る受講料の一部 13,000円

防災士教本代金 4,000円

防災士資格取得試験受験料 3,000円

防災士認証登録料 5,000円

(5) 防災士養成研修講座に係る受講料の一部の支払については、あらかじめ県から送付された納入通知書により、指定された期日までに納付を完了させるものとする。

(6) 防災士資格取得試験受験料、防災士教本代金及び防災士認証登録料の支払については、全受験者の合格を確認した後、インターネットでの手続を経由して、クレジット決済又はコンビニ決済のいずれかの方法により行う。

※上記費用支払に使用する URL を送付するため、受講者は、防災士認証登録申請書に受信可能なメールアドレスを記載すること。また、受講者自身がアドレスを有していない場合は、代わりに連絡が取れる方(家族等)のメールアドレスを記載すること。

(7) 秋田県防災士養成研修講座の実施に当たり、受講者の個人情報については、別添「個人情報の取扱いについて(日本防災士機構作成)」を踏まえ、県又は県内各市町村の地域防災力向上のために利用することとする。

なお、今後、受講者の個人情報を第三者提供する場合(特定非営利活動法人秋田県防災士会への防災士資格取得者情報の提供)は、提供目的や提供内容を提示した上で、受講者の同意を得た場合に限り、第三者提供を行うこととする。